

令和6年9月議会

議案説明資料

- 福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案 1 頁

交 通 局

議案第 161 号 福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

改正案の概要

第 1 改正の理由

地下鉄の乗客の利便の向上を図るため、非接触決済の機能を利用して乗車する者から収受する料金の 1 月当たりの上限額を定める必要があるため。

第 2 改正の内容

管理者が認める媒体（クレジットカード等）で乗車した際に適用する乗車料金に関する規定の追加（第 4 条関係）

第 3 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (同左)
(料金の種類及び額)	(料金の種類及び額)
第4条 (略)	第4条 (同左)
2～6 (略)	2～6 (同左)
7 媒体料金は、管理者が認める媒体 (クレジットカード、クレジットカード機能を有する機器その他これらに類するもの(ＩＣカードを除く。)をいう。以下同じ。)に搭載されている非接触決済の機能を利用して高速鉄道に乗車する者から收受する料金とし、その額は、普通料金の額の範囲内において管理者が定める。ただし、同一の乗客から同一の媒体により1日に收受する料金の額の上限は、1日乗車料金の額の範囲内において管理者が定める。	7 (同左)
<u>[新設]</u>	8 同一の乗客から同一の媒体により月の初日から末日までに收受する媒体料金の額の上限は、前項の規定にかかわらず、 <u>1日乗車料金の20倍の額の範囲内において管理者が定める。</u>
(以下略)	(同左)